

市道における照明灯転倒による歩行者負傷事故について

1. 事故発生日時及び場所

- 1) 日 時 令和 7 年 1 月 8 日 (水) 午前 7 時 4 3 分頃
- 2) 場 所 市道大津一の谷天神線 (大津町地内 たちばな保育園前付近)

2. 被害者及び負傷状況

- 1) 被 害 者 大津小学校児童 2 年生
- 2) 負傷状況 右ひざ擦り傷、右足すね打撲、右足骨折 (松葉杖で歩行)

3. 事故の発生状況

被害者が集団登校中に、歩道の照明灯 (高さ約 6 m、支柱直径約 1 5 cm) が強風により根元が折れて転倒し、地面に跳ね返った支柱が被害者と接触したものです。

被害者は市内の病院に救急搬送され、受診後に自宅へ帰宅、翌日から登校されています。

4. 事故直後の対応

転倒した照明灯は、速やかに撤去するとともに、同市道に設置している同様の照明灯 1 2 基について、専門業者とともに緊急点検を実施しました。その結果、転倒した照明灯以外には異状が認められませんでした。

5. 点検状況及び転倒原因

転倒した照明灯は平成 1 4 年に設置したもので、点検は令和 3 年 2 月に行っており、支柱根元に腐食が認められるが緊急性は無く、経過観察としていました。

転倒原因は、支柱根元において、支柱とブロック舗装に隙間があり、雨水が溜まりやすい状況の中、腐食が進行し、強風により倒れたものと考えられます。

6. 今後の対応

1) 通学路における緊急点検について

事故の翌日から通学路の照明灯について緊急点検を行っており、その結果と対応方針は下表のとおりです。(支柱がある照明灯 454 基が対象)

危険度	状 態	基数	対応方針
A	支柱の腐食が著しく転倒の恐れがある	1	支柱の補強又は撤去・再設置
B	腐食が広範囲に進行している	29	支柱の補強を検討
C	腐食があるものの範囲が限定的	51	経過観察
D	腐食なし	373	

※ 危険度 A・B の照明灯は専門業者による二次点検を実施し対応を決定します。

2) 点検結果に関わらず実施する対応

ブロック舗装に設置してある照明灯については、支柱根元とブロック舗装の隙間をコンクリート等により埋め、雨水が溜まらないようにします。

3) 通学路以外の照明灯の点検

設置後 1 0 年以上経過した照明灯とこれまでの点検結果により経過観察としていたものについて、支柱の点検を行います。

【位置図】



【現場写真】



【支柱根元部写真】

